

究に從事する者（以下この条において「試験研究独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「その特許発明が」、「以下この条において同じ」とび、の長又はその職員のうち専ら研究に從事する者（以下この条において「試験研究地方独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を削り、同号を同項第七号を削り、同項第八号中「その特許発明が」、「以下この条において同じ」とび、「の役員又はその職員のうち専ら研究に從事する者（以下この条において「試験研究地方独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方法独立行政法人を削り、同号を同項第五号とし、同項第九号から第十一号までを削り、同項第二項中「次に掲げる者」を「前項各号に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」に改め、同項各号を削る。

第十八条第一項中「第三年」を「第十年」に改め、「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削り、同項第一項中「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削る。

附則第三条第一項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項第四号中「承認事業者が」を「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この号において「承認事業者」といふ。）」が改める。

（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正）

第九条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「限る。」の下に「又は当該特許発明を実施するために認定計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明」を加え、「第六年」を「第十年」に改め、「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削り、同項第二項中「限る。」の下に「又は当該発明を実施するために認定計画に従つて承継した特許を受ける権利に係る発明」を加え、「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削る。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後に生ずる特許出願に係る発明について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願に係る発明については、なお從前の例による。

2 この法律の施行の日以後に生ずる特許出願が新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該特許出願に係る発明のうち、当該先の出願に係る発明については、新特許法第三十条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

3 新特許法第三十四条の三第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第三十四条の五の規定は、この法律の施行の際現に存する仮通常実施権にも適用する。

4 新特許法第三十四条の三第五項の規定は、この法律の施行の日前に新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。

- 5 この法律の施行の日前に仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限に係る第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第三十四条の五第二項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお從前の例による。
- 6 新特許法第三十六条の二第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願には、適用しない。
- 7 この法律の施行の際に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願の放棄若しくは取下げ又は当該特許出願を基礎とする新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張に係る承諾については、新特許法第三十八条の一又は第十四条第一項の規定による優先権の主張に係る承諾については、新特許法第三十九条の二又は第十四条第一項ただし書の規定にかかるわらず、なお從前の例による。
- 8 新特許法第三十九条の規定は、この法律の施行の日以後に生ずる特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお從前の例による。
- 9 新特許法第四十九条、第七十四条、第一百四条の三第三項並びに第百一十三条第一項第六号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に生ずる特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願については、なお從前の例による。
- 10 新特許法第六十七条の三第一項及び第一百二十五条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に生ずる特許権の存続期間の延長登録の出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許権の存続期間の延長登録の出願については、なお從前の例による。
- 11 新特許法第八十条第一項及び第九十九条の規定は、この法律の施行の際に存する通常実施権にも適用する。
- 12 新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。
- 13 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る旧特許法第九十九条第三項の登録（第七条の規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「旧産活法」という。）第五十八条第一項の規定により旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。）がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお從前の例による。
- 14 この法律の施行の日前に、訴訟の完結した事件、第一審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対しても告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第一百四条の三第一項の規定にかかわらず、なお從前の例による。
- 15 新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（当該訴訟を本件とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本件とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。）における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したことの主張（裁判所等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百二十号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。）第一百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）及び新特許法第一百四条の四第二号に掲げる審決が確定したことの主張（新特許法第一百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）について適用する。
- 16 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、新特許法第一百九条の規定にかかわらず、なお從前の例による。